

土地利用に係わる問題は、特に広義における環境問題と関連して、現代社会における大きな課題として存在している。土地に対する権利が制限を伴わないと様々な社会的問題を発生させることになる。したがって、土地に対する権利が一定の制限を伴うのは、今日の社会においてはごく当然のことである。

土地に対する権利を社会的見地から制限する方法には様々な方法があるが、わが国においてほとんど知られていないものに、北欧諸国で広く認められているものに`allemansrätt`がある。`Allemansrätt`は、自然環境享受権と訳することができる。

本研究は、北欧諸国の自然環境享受権の法理を特にスウェーデンのそれに重点を置きながら解明し、その適用の最近の動向を探ることによってわが国の土地利用に係わる問題に新たな視点と示唆とを提供することを目的とするものである。

なお、本研究は、財団法人第一住宅建設協会および財団法人地域社会研究所の平成5年度調査研究助成金によって遂行されたものである。この調査研究助成金なしには、本研究は完成しなかった。ここに、記して謝意を表したいと思う。